

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市グリーンライフ猿花キャンプ場の利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市グリーンライフ猿花キャンプ場条例
条 項		第5条、第6条
所 管 部 課		子ども未来局 子ども育成部 子ども政策課(電話:048-829-1716)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、キャンプ場の利用を許可しない。 (1) キャンプ場の設置の目的に反するとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (3) キャンプ場の施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理上支障があるとき。
	設定等年月日	平成 15 年 12 月 25 日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (審査にあまり時間を要しないため)
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		